

役員のための財務税務会社法ニュース

太陽 ASG マネジメントリポート

今回のテーマ： 証券取引等監視委員会の課徴金勧告

2009年8月27日、証券取引等監視委員会（以下、「証券監視委」）は、平成20事務年度（2008年7月1日～2009年6月30日）の活動状況を公表しました。

発表によると、インサイダー取引や有価証券報告書等の開示書類の虚偽記載について、課徴金の納付命令勧告が32件と過去最多となっており、課徴金の総額は789百万円超となっています。

分類	年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	
		件数(件)	件数(件)	件数(件)	件数(件)	金額(百万円)
風説の流布・偽計、相場操縦、インサイダー取引		9	9	21	20	75
有価証券報告書等の虚偽記載		—	5	10	12	713
計		9	14	31	32	789

1. 証券監視委の役割

証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを目的としており、金融商品取引業者等に対して検査を行うとともに、証券市場の日常的監視を行い、違反行為が発見された場合には、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行い、悪質な事案に対しては犯則事件として刑事告発を行っています。

2. 課徴金制度

課徴金制度は、犯則事件の告発よりも迅速な対応が可能であることから、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保する目的で、2005年4月より導入されています。

課徴金の対象となる行為は、風説の流布・偽計、相場操縦、インサイダー取引のほか、有価証券報告書等の虚偽記載があります。

3. 平成20年度の特徴

平成20年度の特徴として、制度導入以来、初めて開示書類の虚偽記載について個人に対する課徴金（約1億2千万円）が勧告されたこと、不公正取引について初めて相場操縦事案やクロスボーダー取引と呼ばれる国際証券取引が告発されたことがあげられます。

とくに開示書類の虚偽表示については、売上高や売上原価に関する架空、過大（過少）、繰上げ（繰延べ）計上が多く、自主的な訂正ではなく証券監視委の調査により違反行為が明らかになるものが増えている傾向が指摘されています。

お見逃しなく！

1. インサイダー取引は個人の違反行為であり会社が法的責任を負うことはありませんが、会社の中から違反者が出た場合には重大なイメージダウンになってしまうため、会社として防止策を講じる必要があります。
2. 2008年4月1日以後開始する事業年度から内部統制報告制度が導入されていますが、有価証券報告書等の開示書類の作成は慎重に行い、社内のチェックを十分に行う必要があります。